

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和2年11月4日（水） 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員（13名）

農業委員

4番	鷹巣	礼子（会長）
10番	松田	護（副会長）
1番	井上	宗利
2番	井上	重誠
5番	井上	勘次
6番	村瀬	久美子
7番	城戸	一寿
8番	葉山	繁美
9番	三代	由美子
11番	柳池	達美
12番	合屋	義彦

農地利用最適化推進委員

柳池	吉則
川内	行雄

4. 欠席委員（1名）

3番	今泉	正敏
----	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用
集積計画について

議案第2号 農地法第3条による許可申請について

報告第1号 農地法第5条による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上	勝則
事務局員	吉村	淳子
事務局員	東	輝和

議 長	【開会のあいさつ】 皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和２年１１月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、３番 今泉 正敏 委員の欠席がありますが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第６条の規定により、本日の総会は成立しております。 【議事録署名人の指名】 次に、議事録署名人ですが、 篠栗町農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により １１番：柳池 達美 委員 １２番：合屋 義彦 委員 をお願いします。 【会議書記の指名】 また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。 【日程の説明】 本日の日程についてですが、議案第１号、第２号について審議し、その後、報告第１号を受けて散会とします。
議 長	議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】 それでは、「議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】 議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。 審議番号１については、今泉委員、審議番号３、４９、５０、５１につ

いては、川内農地利用最適化推進委員、審議番号 13 については、鷹巣会長、審議番号 20 については、井上重誠委員、審議番号 22 については、井上宗利委員、審議番号 33、44、52 については、松田副会長、審議番号 53 については、井上勘次委員、これらについては本人または関係者が申請人となります。

これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままですが、採決時には退室いただくことになります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明いたします。議案第 1 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）55 件となります。

議案書は 1 ページから 17 ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和 2 年 10 月 25 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、更新 46 件、合計面積 135,298 m²(13.5ha)です。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき

	農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。 ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。 ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。 ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。 以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。 説明は以上です。
議 長	【議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】 ありがとうございました。 それでは、まず議案第 1 号の審議番号 2、4～12、14～19、21、23～32、34～43、45～48、54、55 及び今泉委員に関する審議番号 1 について審議、採決いたします。 何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第 1 号の審議番号 2、4～12、14～19、21、23～32、34～43、45～48、54、55 及び 1 について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】

	出席委員全員の賛成により、「議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号２、４～１２、１４～１９、２１、２３～３２、３４～４３、４５～４８、５４、５５及び１は、原案のとおり決定いたします。
議 長	次に審議番号３、４９、５０、５１について審議、採決いたしますので、川内 農地利用最適化推進委員は退室をお願いします。 【川内 農地利用最適化推進委員 退室】 議案第１号の審議番号３、４９、５０、５１について何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第１号の審議番号３、４９、５０、５１について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号３、４９、５０、５１については原案のとおり決定いたします。 川内 農地利用最適化推進委員は入室してください。 【川内 農地利用最適化推進委員 入室】
議 長	【松田副会長に議長交代】 次に審議番号１３について審議、採決いたしますので、鷹巣会長は退室をお願いします。

	【鷹巣会長 退室】 議案第１号の審議番号１３について何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第１号の審議番号１３について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号１３については原案のとおり決定いたします。 鷹巣会長は入室してください。 【鷹巣会長 入室】
議 長	【鷹巣会長に議長交代】 次に審議番号２０について審議、採決いたしますので、井上重誠委員は退室をお願いします。 【井上 重誠 委員 退室】 議案第１号の審議番号２０について何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第１号の審議番号２０について賛成の方は挙手願います。

	【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 2 0 については原案のとおり決定いたします。 井上 重誠 委員は入室してください。 【井上 重誠 委員 入室】
議 長	次に審議番号 2 2 について審議、採決いたしますので、井上宗利委員は退室をお願いします。 【井上 宗利 委員 退室】 議案第 1 号の審議番号 2 2 について何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第 1 号の審議番号 2 2 について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 2 2 については原案のとおり決定いたします。 井上 宗利 委員は入室してください。 【井上 宗利 委員 入室】
議 長	次に審議番号 3 3 , 4 4 , 5 2 について審議、採決いたしますので、松

	田副会長は退室をお願いします。 【松田 副会長 退室】 議案第１号の審議番号３３，４４，５２について何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。 議案第１号の審議番号３３，４４，５２について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第１号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号３３，４４，５２については原案のとおり決定いたします。 松田副会長は入室してください。 【松田 副会長 入室】
議 長	次に審議番号５３について審議、採決いたしますので、井上 勘次 委員は退室をお願いします。 【井上 勘次 委員 退室】 議案第１号の審議番号５３について何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問等なし】 それでは採決いたします。

	議案第 1 号の審議番号 5 3 について賛成の方は挙手願います。 【出席委員全員挙手】 出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 5 3 については原案のとおり決定いたします。 井上勘次委員は入室してください。 【井上 勘次 委員 入室】
議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議 それでは、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】 議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。 「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は 2 件となっております。 議案書 1 8 ページをご覧ください。 令和 2 年 1 0 月 2 3 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。 【議案第 2 号 審議番号 1 の朗読】 概要について説明いたします。 今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。面積は 46 m² となっています。 農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、

	許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。 次に審議番号2について説明します。 議案書21ページをお開きください。 令和2年10月23日付で、農地法第3条の規定により許可申請があったものです。 【議案第2号 審議番号2の朗読】 概要について説明いたします。 今回は所有権移転（売買）が目的となっております。面積は247㎡となっています。 農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。 事務局からの説明は以上です。
議 長	ありがとうございました。 審議番号1について地元農業委員の合屋委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。
12番 (合屋 委員)	申請者は地元で積極的に農業に従事されている方です。
議 長	ありがとうございました。

	審議番号２について地元農業委員の柳池委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。
１０番 (柳池 委員)	申請者は地元で積極的に農業に従事されている方です。
議長	【議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請について 採決】 議案第２号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。 【質問なし】 それでは採決いたします。 「議案第２号 農地法第３条の規定による許可申請」審議番号１について賛成の方は挙手をお願いします。 【出席委員全員賛成】 出席委員全員賛成により、議案第２号審議番号１についてはは、原案のとおり決定いたします。 つづきまして、議案第２号審議番号２について賛成の方は挙手をお願いします。 【出席委員全員賛成】 出席委員全員賛成により、議案第２号審議番号２についてはは、原案のとおり決定いたします。
議 長	【報告第１号 農地法第５条の規定による農地転用届出について 報告】 それでは、報告第１号について、事務局から報告をお願いします。

事務局	【報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】 はい、それでは報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について報告します。 議案書 24 ページをご覧ください。令和 2 年 10 月 12 日に受理したものです。 【報告番号 1 朗読】 これらの申請地は市街化区域ですので、農地法第 5 条による農地転用届出を受けたものです。都市整備課との開発等許可の手続きはなされていることは確認しております。 書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。 事務局からは以上です。
議 長	他に報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。 【意見、質問等なし】 報告第 1 号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。 引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。
事務局	【事務連絡】 ・ コロナ対策について 事務局からは以上です。

議 長

皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。

【特に意見等なし】

それでは、これで令和２年１１月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。